

## 海津市行政改革推進懇談会要綱

平成17年3月28日

海津市訓令甲第2号

### (設置)

第1条 社会情勢の変化に対応し、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、海津市行政改革推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (掌握事務)

第2条 懇談会は、市長の諮問に応じて、行政改革大綱等海津市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

### (事務)

第7条 懇談会の事務は、企画政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

#### 附 則

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令甲第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月23日訓令甲第7号)

この訓令は、平成19年5月23日から施行する。

別紙

海津市行政改革推進懇談会要綱の一部を改正する要綱（案）

海津市行政改革推進懇談会要綱（平成17年3月28日海津市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命」を「委嘱」に改める。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

第7条の見出しを「(事務)」に改め、同条中「庶務」を「事務」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年5月 日から施行する。